

同窓会館使用規程

(根拠)

第1条 一般社団法人暁美会定款第5条第5号の会館の設置および運営に関することに基づき同窓会館の使用について必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 明石南高等学校の同窓会館は、一般社団法人暁美会の会員の善意と良識により維持運営され、地域社会の公益に資することを目的として親睦・研修の場として使用するものである。

(使用者)

第3条 同窓会館を使用できる者は、一般社団法人暁美会の一般会員・運営会員・賛助会員及びこの法人の活動に賛同する者とする。

(使途の範囲)

第4条 同窓会館の使途の範囲は、会議・研修会・講習会・集会等とする。

(使途の制限)

第5条 次の各号に挙げる行為を禁止する。

- (1) 政治活動、布教活動などの思想的背景を持つ活動
- (2) 営利を目的とした使用ならびに物品の販売を目的とした使用
- (3) 会長が不適切と判断した使用

(使用時間)

第6条 使用時間は3時間を限度とするが、使用目的により延長することができる。

(使用料金)

第7条 使用料金は下表の通りとする。

	暖房・冷房 不使用時	暖房・冷房 使用時
2階洋間(約100人収容可)	2,500円	3,000円
1階和室(20畳)	2,500円	3,000円
	ただし鍋ものは3,000円 (鍋3つまで、4つ以上は1つにつき100円)	
延長料金	1時間増すごとに1,000円	

(使用申請と使用許可)

第8条

- (1) 使用責任者が、同窓会館事務室又は明石南高校内同窓会係まで電話又は口頭で使用申請する。
- (2) 使用申請は、1週間前までとし当日の申請は認めない。

(使用料の取扱)

第9条

- (1) 使用料受領事務は、事務室が行う
- (2) 受領した使用料は、全額を一般社団法人暁美会の同窓会館会計に会館使用料として計上する。

(規定の改定)

第10条 この規定の改定は、理事会の議を経て会長が行う。

平成25年4月1日 改定

同窓会館使用心得

1. 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと
2. 騒音等近隣に迷惑を及ぼす行為は、慎むこと
3. カラオケ、楽器演奏をしないこと
4. 使用後は、室内の清掃及び整理整頓をし、原形に復すこと
5. 使用後は、次の事項の点検・確認を行うこと
 - ① 火気の点検
 - ② 照明器具の点検
 - ③ 窓の点検
 - ④ 室内の整理整頓
 - ⑤ 使用備品等の後始末
 - ⑥ 冷暖房の確認
 - ⑦ 水廻り、トイレ等の確認
6. 使用後は、ゴミ・缶・ビンを搬出すること
7. 会館内の物品の移動及び持ち出しは、無断で行わないこと
8. 暖房及び冷房その他火気の使用については、管理人の指示に従うこと
9. 敷地内に車を乗り入れないこと
10. 敷地内、館内で喫煙しないこと
11. 火気の使用については、管理人の許可及び指示を受けること
12. 特殊装置を使用するときは、管理人の許可及び指導を受けること
13. 使用者が施設及び物品等を損傷し、または滅失したときは、損害を弁償すること
14. 会館の鍵は、管理人が貸し出しを行う。使用後は、必ず返却すること
15. 会館内に掲示する場合は管理人に申し出るものとする。
16. 使用心得等に違反した者に対しては、同窓会長は使用許可を取り消し、または使用を禁止することがあります

同窓会館の概要

- | | |
|---------|--------------------------------------------|
| 1. 場 所 | 明石市明南町 2-14-20 |
| 1. 敷地面積 | 660.49 m ² (199.79 坪) |
| 1. 延床面積 | 285.27 m ² (86.29 坪) |
| 1. 規 模 | [1階] 和室20畳、事務室、管理人室、台所、トイレ
[2階] 大広間、トイレ |

* 詳細は同窓会館事務室まで Tel078-928-2733